

# 企画競争実施の公示

平成 28 年 4 月 1 日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局

熊本河川国道事務所長 森田 康夫

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

(1) 業務名：平成 28 年度 白川景観利活用計画検討

(2) 業務内容	・計画準備	1 式
	・現地踏査	1 式
	・河川空間の景観デザイン検討	1 式
	・報告書作成	1 式

(3) 履行期間 契約締結の翌日から平成 29 年 3 月 31 日

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時において、平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、一定の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

① 手続開始の決定を受けていること。

② 手続開始の決定後、以下のア)～ウ) を競争参加資格申請場所のいずれか 1 箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

(5) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中である場合は除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(6) 競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成27年12月24日付け官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(7) 平成18年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記に示す「同種業務」について1件以上の実績、又は、過去に河川景観に関する研究実績を有すること。

同種業務 : 河川景観に関する業務

かつ

地域住民との合意形成を図る業務(ただし、検討会事務局運営等のみの業務は含まない。)

(8) 配置予定管理技術者は、企画競争実施にかかる説明書に記載しているいずれかの資格を有する者であること。

(9) 配置予定管理技術者は、平成18年以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記に示す「同種業務」について1件以上の実績、又は、過去に河川景観に関する研究実績を有すること。

同種業務 : 河川景観に関する業務

かつ

地域住民との合意形成を図る業務(ただし、検討会事務局運営等のみの業務は含まない。)

(10) 配置予定管理技術者は、平成28年4月1日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものを含んだ全ての業務。

(11) 九州地方整備局管内に本店・支店または営業所等が存在すること。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者または、準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

### 3. 手続等

(1) 担当部局

〒 8 6 1 - 8 0 2 9 熊本県熊本市東区西原 1 丁目 1 2 番 1 号

国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 経理課 契約係

電話096-382-1127 (内線224) F A X 096-382-0618

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 4 月 2 1 日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。場所は(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成 2 8 年 4 月 2 1 日 1 7 時 0 0 分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。